

平成29年12月8日

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務に関する参加表明書等及び技術提案書等の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

| 実施要領<br>該当ページ等        | 質問事項                                                                                                                        | 回答                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 評価要領<br>P. 2          | 同種・類似業務の実績に面積の要件(〇〇㎡以上)はありますでしょうか。                                                                                          | 面積の要件はありません。                                                         |
| 実施要領<br>P. 2          | 設計共同企業体の場合、2社(代表構成員以外に1社)まででしょうか。3社以上でもよろしいでしょうか。                                                                           | 制限はありません。                                                            |
| 実施要領P. 5<br>(ウ～オ)     | 実績を証明する資料(契約書、確認済証等)の添付は不要でしょうか。必要な場合、1部でよろしいでしょうか。                                                                         | 様式1号で、提出書類の記載事項について事実と相違ない旨を誓約していただきますので不要です。                        |
| 参加表明書等<br>作成要領        | 参加表明書等のうち10部提出のものは、技術提案書同様左上ホチキス留めとし、その他はそのまま重ねて提出すればよいでしょうか。                                                               | 規定は設けていません。                                                          |
| 実施要領P. 5<br>(シ)       | 隠岐の島町外の参加のため、町の納税証明書の提出は不要と認識しておりますがよろしいでしょうか。                                                                              | 不要です。                                                                |
| 実施要領P. 5              | 「13. 参加表明書等の提出(4)提出書類及び提出部数」について、提出方法は各様式毎に指定部数提出するのか、または(イ)～(キ)まで綴ったものを10部とその他を1部づつ提出するのか、いかがでしょうか。                        | 規定は設けていません。                                                          |
| 参加表明書等作成<br>要領 2. (2) | 「設計事務所の技術職員数・資格」について、協力事務所がある場合、その事務所の技術職員数と有資格者は、人数に計上出来るのでしょうか。                                                           | 「設計事務所の技術職員数・資格」については、参加表明を行う会社(JV)にあっては、代表構成員)の技術職員数と有資格者数とします。     |
| 参加表明書等作成<br>要領 2. (3) | 「設計事務所の主要業務実績」について、下記にある改修工事業務は、業務実績に含めることが出来るのでしょうか。<br>①教育施設の図書館(一般開放有)2階建2,062㎡の大規模改修。<br>②旧庁舎2階部分の図書館(777㎡)への用途変更を伴う改修。 | 記載は認めますが、評価については審査委員会で検討することとします。                                    |
| 評価要領<br>P. 3          | 設備設計を元請けで受注した場合は、主要業務の実績になりますでしょうか。                                                                                         | 平成21年国土交通省告示第15号別添二 類型十二類について評価します。記載は認めますが、評価については審査委員会で検討することとします。 |